

川崎市指令環廃 第1513号

許可番号 第05710000920号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社

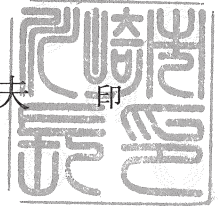
代表取締役 吉野 建介 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成23年1月31日

川崎市長

阿部 孝 夫



許可の年月日

平成23年2月1日

許可の有効期限

平成28年1月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残渣、コ 金属くず、サ ガラスくず、シ がれき類、ス ばいじん 以上13種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ 金属くず、シ ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、セ ばいじん 以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 制限

ア 川崎市高津区新作4丁目576番2ほかで行う積替え又は保管に係る産業廃棄物は、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及びがれき類に限る。
イ 川崎市川崎区白石町3番44で行う積替え又は保管に係る産業廃棄物は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、ばいじん並びにクリーニング廃カートリッジの廃プラスチック類及び金属くずに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 別記1のとおり

3 許可の条件

別記2のとおり

4 許可の更新又は変更の状況

平成23年2月1日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この厚しは証明に用いることはできません

別記 1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区白石町 3 番 4 4 ほか (5067 m ² のうち 758.3 m ² に 限る。)	保管面積 171.4m ² 保管上限 120.7m ² 積み上げることができる高さ 2.2m	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラス チック類、動植物性残渣、金属くず、ばい じん
川崎市高津区新作 4 丁目 5 7 6 番 2 ほか (1317 m ² のうち 489.7 m ² に 限る。)	保管面積 199.3m ² 保管上限 229.1m ² 積み上げることができる高さ 2.1m	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき 類

別記 2

積替え又は保管は、事業計画を遵守して行い、変更する場合は事前に届け出ること。



この写しは証明に用いることはできません

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。